

# ニッセンケンだより

財団法人 日本染色検査協会

## 特定芳香族アミン概要

特定芳香族アミンとは

アゾ染料・顔料とは、発色団にアゾ基（-N=N-）を有する染料・顔料の総称である。

すべての染料・顔料の中でアゾ基を持つものは約6割以上あるといわれている。

その中には、還元分解により発ガン性を有するものがあり、それが特定芳香族アミンと呼ばれている。

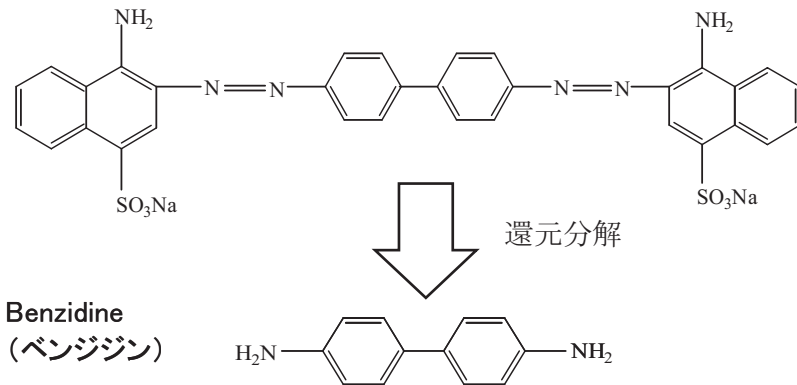
規制の背景

1994年ドイツでは、日用品規制の中で「一つまたはそれ以上のアゾ基が開裂することによって、

特定芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料を含む日用品の製造・輸入・販売の禁止」が定められている。

その後、規制は欧州規格に取り込まれ、2003年には中国（GB規格）に広がり、日本や韓国でも注目されている。

還元分解例  
C.I. Direct Red 28



特定芳香族アミン（22種）

No.	CAS.No.	成分名
1	92-67-1	4-アミノジフェニル
2	92-87-5	ベンジジン
3	95-69-2	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン
4	91-59-8	2-ナフチルアミン
5	97-56-3	<i>o</i> -アミノアゾトルエン
6	99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン
7	106-47-8	<i>p</i> -クロロアニリン
8	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
9	101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン
10	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
11	119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン

No.	CAS.No.	成分名
12	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
13	838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
14	120-71-8	<i>p</i> -クレシジン
15	101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
16	101-80-4	4,4'-オキシジアニリン
17	139-65-1	4,4'-チオジアニリン
18	95-53-4	<i>o</i> -トルイジン
19	95-80-7	2,4-トルイレンジアミン
20	137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
21	90-04-0	<i>o</i> -アニシジン
22	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン

※エコテックス規格100では、2,4-キシリジン、2,6-キシリジンも含む24種が対象

No.1～No.4 人に対する発ガン性

対象特定芳香族アミン

No.5～ 動物実験で発ガン性

・ 2 2種対象（繊維産連-自主規制・韓国KCマーク・ドイツ、欧州規制）

・ 2 4種対象（エコテックス規格100・中国GB規制）

財団法人 日本染色検査協会 エコテックス事業所

担当者：瀧波、山崎

〒111-0051 東京都台東区蔵前2-16-11

TEL：03-5809-2810 FAX：03-5809-2820

e-mail：oeko-tex@nissenken.or.jp